

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称 原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し			
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課長 佐藤 暁 電話番号:03-5114-2121		
評価実施時期	平成29年5月17日		
規制の目的、内容及び必要性	<p>【目的】 原子力事業者防災業務計画の作成等に係る地方公共団体への協議対象等に関し、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所に係る原子力災害対策の枠組みに照らし、関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議を不要とすること。</p> <p>【内容】 原令第2条の2に規定する原子力事業者防災業務計画の協議対象となる関係周辺都道府県知事の要件(発電用原子炉が設置されている原子力事業所の周囲30kmの区域内にある都道府県であること等。)を改正し、全ての発電用原子炉が廃止措置計画の認可を受ける等している原子力事業所について、これに係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定した都道府県については、当該要件の適用を除外することとするものである。</p> <p>【必要性】 原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等を原子力事業所に内在する危険性に応じた合理的なものである必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	原子力災害対策特別措置法第7条第2項、原子力災害対策特別措置法施行令第2条の2	
想定される代替案	<p>想定される代替案として現行のまま協議先を変えないことが考えられるが、IAEA基準においては施設又は行為に内在する危険性やその潜在的な影響の度合いに釣り合う原子力災害対策を取り決めなければならないことが要求されており、今回の見直しは、平成28年3月26日に開催した第12回原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合における、同基準を踏まえ、廃止措置の移行等により原子力災害のリスクが低減している発電用原子炉について原子力災害重点区域の範囲の目安を設定すべきとの検討結果を踏まえたものである。これより、現行のままとすることについては、国際基準を踏まえた考え方と齟齬が生じ、合理性は見出せない。このため、代替案は適切でないと考えられる。</p>		
規制の費用	費用の要素		代替案1の場合
(遵守費用)	地方公共団体への協議対象範囲等を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(行政費用)	地方公共団体への協議対象範囲等を広げるものではないことから新たな費用は発生しない。		
(その他の社会的費用)	特になし		
規制の便益	費用の要素		代替案1の場合
(遵守便益)	原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなる。		
(行政便益)	原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなる。		
(その他の社会的便益)	特になし		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、新たな追加の費用が発生することなく便益が見込まれることから本規制の内容は適切、かつ、合理的であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	<p>今回の見直しは、原子力災害事前対策等に関する検討チームにおける検討結果を踏まえ、原子力規制委員会において行った原子力災害対策指針の改正を踏まえたものである。</p> <p>(関連事項) ・原子力規制委員会の検討結果 (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000192.html) (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000221.html) ・第12回原子力災害事前対策等に関する検討チーム (http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/pre_taisaku/00000057.html)</p>		
レビューを行う時期又は条件	新たに知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直すこととする。		
備考			